

## Ⅱ 交通事故・違反の要因、背景、防止策

教職員は、公務中であるか否かを問わず、つねに、交通法規を遵守し、安全運転を心がけて交通事故の防止に努めなければなりません。

とりわけ、飲酒運転、無免許運転や、ひき逃げ・当て逃げといった違反行為は、交通違反の中でも特に悪質なものであり、社会的にも厳しい批判を受けることとなります。さらには、車を運転してきた者に対して飲酒を勧めたり、飲酒をした運転手が運転する車に同乗したりすることも違反行為になります。

いやしくも、児童生徒の安全教育を担う教職員が、このような行為を行うことは、絶対にあってはなりません。

### 発生の要因・背景

交通事故・違反が生じるケースについては、その要因・背景として、当該教職員について、次のような状況が多く見られると指摘されています。

#### 教 職 員 の 状 況

- ・ 時間的なゆとりをもたずに、運転している。
- ・ 不注意や気の緩みがある。
- (飲酒運転関係)
  - ・ 飲酒を伴う場所へ、自家用車で出かけている。
  - ・ 飲酒しないつもりであったが、勧められて断りきれず飲んでいる。
  - ・ 「あまり飲んでいないから大丈夫」という甘い判断をしている。
  - ・ 「飲酒後に仮眠を取れば酔いは覚める」との錯覚がある。
  - ・ 飲酒検問にかからなければ大丈夫。
  - ・ 同乗する際、運転者（飲酒している）の状態を知らない。

### 交通事故・違反の防止等のために

交通事故・違反の防止等のために、次のことに留意する必要があります。

個々の教職員においては、

- 運転をする際には、時間的なゆとりを持って出かけること。
- 飲酒をする場所には、自家用車で行かないこと。
- 運転をしてきた者には、飲酒をすすめないこと。
- 飲酒をした者が運転する車には同乗しないことはもちろん、運転しないよう注意し、他の交通手段をとらせること。
- 「少し酔いを覚ませば」という安易な判断が、重大事故につながることを認識すること。
- 事故や違反をしたときは、個人の責任だけではすまされないこと。
- 事故や違反をしたときは、必要な救護措置等を講じた後、すみやかに上司に報告すること。

学校組織全体としては、

- 職場ぐるみで事故・違反防止の連帯意識を高揚し、教職員からは一人の事故・違反者も出さないとの意識を徹底すること。